

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	地方税の賦課事務(自動車税)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
東京都知事は、地方税の賦課事務(自動車税)において、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
東京都知事

公表日
令和7年4月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課事務(自動車税)
②事務の概要	・地方税法、地方税法に基づく都税条例により、東京都内に定置場を有する自動車(自動二輪車を除く)を取得した所有者(割賦販売の場合は使用者)に対し、自動車税(環境性能割・種別割)を課している。また、4月1日現在東京都内に定置場がある自動車(自動二輪車及び軽自動車を除く)の所有者(割賦販売の場合は使用者)に対し、当該年度の自動車税(種別割)を課している。 ・軽自動車税環境性能割に関しては、当分の間、都道府県が賦課徴収し、定置場別の市町村に納付があった月の翌々月の末日までに払い込みを行う。 ・自動車の所有者(納税義務者)から自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)(以下「申告書」という。)の提出を受けるとともに、自動車検査登録証(車検証)に記載の情報により自動車税(環境性能割)及び当該取得年度分の自動車税(種別割)の賦課決定を行う。 ・提出された申告書は、自動車二税OCRシステム(以下「OCRシステム」という。)により読み取りを行った後、税務総合支援システムに送信される。また、自動車手続きのワンストップサービス(以下「OSS」という。)システムから提出を受けた申告書データは、OCRシステムを経由して税務総合支援システムに送信される。税務総合支援システムでは、これら申告書データと地方公共団体情報システム機構から送信される自動車税登録情報(分配データ)により自動車の登録状況等を把握し、納税義務者情報等を管理している。 ・自動車税(種別割)については、4月1日現在の自動車(自動二輪車及び軽自動車を除く)の所有者に対し、賦課決定を行った後、納税義務者宛て納税通知書を発付する。 ・納税通知書を発付した後、返戻となった場合、納税通知書を確実に送達するため納税義務者の住民票の写しの交付請求や住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)を取得する。 ・身体障害者のために自動車を使用する場合等、一定の要件を満たす場合、納税義務者からの申請により自動車税(環境性能割・種別割)の減免を決定する。 ・減免の適用を受けた自動車について、減免を翌年度以降継続する場合には、適用を受けるに至った身体障害者の状況等に変更がないことを確認する。身体障害者の方の現況の確認は、納税義務者からの申し出から行う。
③システムの名称	税務総合支援システム(自動車二税システム)・自動車税登録情報提供システム・軽自動車検査情報提供システム・自動車二税OCRシステム・OSSシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
自動車二税課税事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第24項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	主税局課税部計画課
②所属長の役職名	自動車税担当課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都主税局課税部計画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎22階北 03-5388-2954
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都主税局課税部計画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎22階北 03-5388-2954
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対して、必要な情報以外を誤って登録することが無いような画面形式の工夫や不正使用ができないようシステム対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	全項目	自動車二税	自動車税	事後	
令和1年10月1日	全項目	自動車取得税、自動車税	自動車税(環境性能割・種別割)	事後	
令和1年10月1日	全項目	自動車取得税	自動車税(環境性能割)	事後	
令和1年10月1日	全項目	自動車税	自動車税(種別割)	事後	
令和1年10月1日	全項目	自動車二税OCRシステム	自動車税OCRシステム	事後	
令和1年10月1日	I 関連情報1.②事務の概要	(追加)	・軽自動車税環境性能割に関しては～払い込みを行う。	事後	
令和1年10月1日	I 関連情報1.②事務の概要	公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構	事後	
令和5年9月12日	II 1	平成31年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年9月12日	II 2	平成31年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年10月3日	I 1②事務の概要	自動車税OCRシステム	自動車二税OCRシステム	事前	
令和5年10月31日	I 1②事務の概要	(追加)	・身体障害者のために自動車を使用する場合等、一定の要件を満たす場合、納税義務者からの申請により自動車税(環境性能割・種別割)の減免を決定する。 ・減免の適用を受けた自動車について、減免を翌年度以降継続する場合には、適用を受けるに至った身体障害者の状況等に変更がないことを確認する。身体障害者の方の現況の確認は、納税義務者からの申し出から行う。	事前	
令和7年3月7日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表第24項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事前	前回PIA時からの時点更新
令和7年3月7日	IV. 8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和7年3月7日	IV. 8 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対して、必要な情報以外を誤って登録することが無いような画面形式の工夫や不正使用ができないようシステム対策を講じている。	事後	様式変更に伴い追記